

第88回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和6年9月5日(木) 10:03~11:03

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

相田 仁 座長、関口 博正 座長代理、酒井 善則 構成員、  
佐藤 治正 構成員、高橋 賢 構成員、武田 史子 構成員、  
西村 真由美 構成員

(以上7名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 田中 康之 相互接続推進部 部長  
種村 青治 経営企画部 営業企画部門  
部門長

西日本電信電話株式会社 藤本 誠 相互接続推進部 部長  
木下 雅樹 経営企画部 営業企画部門  
部門長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 部長  
田淵 翔 相互接続部 接続制度グループ  
グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部  
相互接続部 部長  
斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長  
小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会運営分科会主査  
三宅 義弘 MVNO委員会運営分科会副主査  
山田 敏雅 FVNO委員会委員長

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

一般社団法人I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長

東原 弘 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、

飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、

小川料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、

齊藤料金サービス課課長補佐

■議事概要

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第八次報告書（案）に対する意見及びその考え方について</li><li>○ トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）に対する意見及びその考え方について<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務局より、資料88-1から資料88-4までについて説明が行われた後、質疑が行われた。</li></ul></li></ul> |
|---|

■議事模様

- 第八次報告書（案）に対する意見及びその考え方について
- トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）に対する意見及びその考え方について

【相田座長】 それでは、ただいまから接続料の算定等に関する研究会の第88回会合を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日、構成員はオンライン会議にて、西村暢史構成員を除く7名の出席となっております。

議事に入ります前に今回から新たに1名構成員に加わっていただくことになりましたので、開催要綱の改定と併せて事務局から御紹介をお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 改めまして、事務局でございます。

今回から御参加いただく構成員を紹介させていただきます。慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授の武田史子構成員です。武田構成員、一言御挨拶賜れば幸いです。

【武田構成員】 武田です。よろしくお願ひします。

【小川料金サービス課課長補佐】 武田構成員、ありがとうございます。

また、開催要綱につきましては、構成員の追加に加えて、構成員の秘密保持に係る事項を追加しております。改定後の開催要綱につきましては、参考資料88-1のとおりでございます。

います。引き続きよろしく願いいたします。

【相田座長】 開催要綱の改定につきまして、よろしいでしょうか。

また、総務省におきましても、人事異動があったとのことでございますので、事務局から紹介をお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

今般、総務省において人事異動がございました。つきましては、新たに着任いたしました総合通信基盤局長の湯本、電気通信事業部長の大村、料金サービス課課長補佐の小川、齊藤の順に一言ずつ着任の御挨拶をさせていただきたいと思っております。それでは、総合通信基盤局長の湯本からお願いいたします。

【湯本総合通信基盤局長】 この7月の人事異動で総合通信基盤局長に着任いたしました湯本でございます。よろしく願いいたします。

【大村電気通信事業部長】 同じくこの夏の人事異動で電気通信事業部長に着任しました大村です。よろしく願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 改めまして、この夏の人事異動で料金サービス課課長補佐に着任いたしました小川でございます。主に全体の取りまとめ、それから固定通信を担当させていただいております。皆様、今後何とぞよろしく願いいたします。

【齊藤料金サービス課課長補佐】 同じくこの夏の人事異動で料金サービス課に着任いたしました齊藤でございます。よろしく願いいたします。主にトラヒック・ポンピング等を対応させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 また、このほか総務課長の吉田が新たに着任しております。本日は都合により欠席となります。

以上、何とぞよろしく願いいたします。

【相田座長】 ありがとうございます。また、新任の皆様方、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思っております。本日の議題は、第八次報告書（案）に対する意見及びその考え方について及びトラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）に対する意見及びその考え方についてでございます。

先日、パブリックコメントを行ったものに対する考え方ということでございまして、1件目は本研究会として行ったパブリックコメントに対する本研究会としての考え方を述べ

たもの。それからもう1件は、総務省が作成したガイドラインの案について行ったパブリックコメントに対する、総務省としての考え方を述べたものでございますが、内容的に大変関連しておりますので、これらをまとめて事務局から御説明いただいた後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局より資料88-1及び資料88-3に基づき説明)

【相田座長】 ありがとうございます。大変多くの意見が寄せられたということで、事業者の関心の高さも現れているかと思えます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、挙手いただければ私のほうから順次指名させていただきますし、何らかの理由でそれが難しいようでしたら直接マイクをオンにして発言いただいても結構でございます。特に、最後に御説明いただきました考え方115につきましては、これまで議論していた内容の方向性の変更ということになりますので、それにつきまして、もし御質問、御意見等ございましたらぜひお願いしたいと思います。それでは、まず、高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。

コメントですが、6ページから7ページにかけての意見13についてです。意見13の(4)について、着信インセンティブ契約がない状態で、自分でトラヒックの量を意図的に増大させるという行為は、現在のトラヒック・ポンピングの定義から少し外れているので、これをどうするかということも、今の段階では色々言いづらいつは思いますが非常に重要だと思いますので、考え方にも記載されていますが、今後考えていかなければいけないなと思いました。

以上、コメントです。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。それでは、酒井先生、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井です。

高橋構成員の御発言に関連しますが、確かにトラヒック・ポンピングを捉えようとするときに、着信インセンティブ契約の有無というのは明確だと思いますが、それ以外に、様々な形でトラヒック・ポンピングの疑いがある行為が行われている場合には検討が必要だと

思います。利用者としては使い放題の場合には発信が多くなるのは当たり前ですが、それが個人の発信量の度を超しているとき、例えば発着比率が非常に高くなっている場合、あるいは、もっと別の方法でトラフィック・ポンピングのようなことをやっている可能性もないわけでないというときに、今後どう対応していくべきかという点について、今のところ何とも言えないとは思いますが、何らか基準となるデータを基に、検討していくべきではないかと思えます。確かに発信に対して着信がほとんどゼロの場合はおかしいといったことを利用者にも言えないので、今後どうしたら良いかという点は、今後課題があるようでしたら検討すべきではないかと思いました。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。これまでいただいた2件の御意見につきまして、事務局から何かお答えいただくことはございますでしょうか。

【齊藤料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御意見等ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。定期的にこれから動向を注視していく中で、そういった問題となるような情報など、情報提供があれば、今後必要に応じてガイドラインの見直しなどを検討させていただければと考えてございます。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【相田座長】 ほかに構成員の方から御質問ございますでしょうか。それでは、関口先生、お願いいたします。

【関口座長代理】 関口でございます。

トラフィック・ポンピングについて、NTTドコモから2022年度末時点のデータを情報提供いただいております。非常に参考になりますが、直近、どの程度落ち着いてきているか、推移しているのかについてもお示しいただけると助かると思いますが、今後、総務省においてこのような分析を重ねていくことが必要だと考えております。ほかのMNOからも、ソフトバンクから意見6、それからKDDIから意見12のとおり、トラフィック・ポンピングの抑制のために事案が生じた場合には相談に乗ってもらいたいというような御意見もいただいておりますので、NTTドコモ以外の事業者からも、着信インセンティブ契約がないような状況でも、発着のバランスが著しく外れているようなケースがもしあるようでしたら、総務省限りなり構成員限り情報なり縛りをかけて構いませんので、ぜひ自主的に御提出いただけるとよろしいかと思えます。

以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの関口先生からの御発言につきまして、事務局から何かございますか。

【齊藤料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

まさにトラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが重要かと存じますので、本ガイドラインが制定された後の動向など、今先生からお話もあったように、どういった形でトラヒックが推移していくかなど、MNOの皆様から情報を御提供いただければ大変幸いです。よろしく願いいたします。

【相田座長】 それでは、佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

まず、トラヒック・ポンピングについて、議論させていただいて、具体的な問題に対して、今回一定の対応ができる、そういうフレームワークができたということは評価しています。ただ、まだ完全に問題が解決しているわけではないと思いますので、皆さん言うように、きちんと注視しながら必要な処置を取るべきだと思っています。特に事業者間の協議について、今までも様々情報公開等、双方で対応してきたと思いますが、なかなか協議が進展していないという状況だったと思います。やはり我々は、今後どういう形で協議が進んでいくかについてきちんと見守っていき、私としては、協議のプロセスについて、さらに踏み込んだ議論がまだ必要ではないかと思っていますので、市場の動向を見つつ、必要に応じて対応を取るべきだと考えます。

また、意見40、光サービス卸について、やはり代替検証の議論がベースにあり、卸料金と接続の代替性、どちらかが高い使いのであれば他方を選択するということが可能であれば、たとえば接続が代替的選択肢として機能していれば卸の優越性がなくなるということですが、実態は、必ずしも強く、あるいはリニアには連携していないということなので、どうしたら卸料金における優越性を少し改善できるかが課題ということになるのだと思います。そういう意味では、適正性、予見性を高めるためには、営業費等、ひとつ踏み込んでさらなる情報公開をNTT東西にお願いする必要があると考えます。

もう1点付け加えておくと、そもそも代替性検証で卸と接続が代替的でないということであれば、ここも本質的な問題だと思っています。そういう意味では卸に対するルールや制度に関しての議論と同時に、接続に関しても、より代替性を高める、使いやすさ等を促進するようなことも、議論の範疇に入ってくると思います。

そういう意味では、今回大きな議論にはなっていないかもしれませんが、意見92のように、接続料に関しても改めてきちんと議論していくことが必要ではないかという事業者からのコメントについて、どこかの時点きちんと議論を進めることが必要だと私は思っています。

以上です。

**【相田座長】** ありがとうございます。ただいまの件につきまして、事務局から何かございますか。

**【齊藤料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。

まず、佐藤先生からいただいたトラヒック・ポンピングの点につきまして、御意見ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、しっかり動向を注視していく中で、問題となるものが出てくるような場合には、そうした点をしっかり動向把握しながら、今後ガイドラインの見直しなどを検討させていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

**【相田座長】** ほかに構成員の方から御質問、御意見等ございますでしょうか。それでは、KDDIの橋本様から発言の希望をいただいておりますので、そちらをお受けしたいと思えます。

**【KDDI】** KDDIの橋本です。

今回の報告書及びその考え方については、この内容で問題ないと考えておりますが、先ほど事務局から意見18について御紹介いただいたとおり、今回、費用配賦の見直しの結果、激変緩和措置がなくなる令和7年度以降、大きな接続料の格差が生じる想定となっております。もちろんMNO3社それぞれ別の会社ですし、会計処理も全く同じというわけではございませんので、一定の接続料の差が生じるということは当然あることだとは理解しておりますが、ただ、同じような規模の事業者で、そこまで大きく接続料の水準が違うということになってしまうと、やはり違和感がありますし、それによってコストを安くした事業者が接続料の受け払いにおいて多大なキャッシュアウトを強いられるということは競争にも影響があると弊社では考えております。

コストを下げた事業者がそうした競争上の不利益を被るとなると、コスト削減インセンティブといったものが働きませんし、それによって、ひいては利用者利便の減退にもつながっていくという大きな問題だと我々としては捉えております。

費用配賦見直しの検証については、それはそれでしっかりやっていただく必要があると

考えておりますが、それと併せて、そうした接続料格差の問題といった点についても、ぜひ今後御議論いただきたいと考えておりますので、ぜひ御配慮いただければ幸いです。

発言としては、以上です。

**【相田座長】** ありがとうございます。この件につきまして、いかがでしょうか。それでは、佐藤先生、お願いいたします。

**【佐藤構成員】** ありがとうございます。

今のKDDIの話は半分分かりますが半分分からないような気がします。そもそも接続料はコストベースで料金を決めるということになっていますので、コストが違えば料金が違うというのは、基本的にそれ自体は過ちではないと思っています。

ただ、言われるように、本当にコスト削減できているのか怪しい企業が存在するかどうか分かりませんが、コストを下げるインセンティブが十分でないなど、もしそういうことが疑われるとすると、我々のルールメイキング自体、本当にコストベースで料金が決められているのかについて、きちんと精査できているのかという意味で、議論の余地はありうるので、少し慎重にここは議論したほうが良いと思っています。

以上です。

**【相田座長】** ありがとうございます。それを踏まえて、事務局、いかがでしょうか。

**【廣瀬料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。ありがとうございます。

我々の考え方としては、考え方18に書かせていただいたとおりでして、橋本様もおっしゃっていたように、同じようなビジネスをやられている中で大きく接続料が違うのは違和感があるということであれば、まずは費用配賦の結果について徹底的に検証していくということが重要かと思っております。まずは接続会計という段階で、皆さんの費用配賦見直しの結果を検証していくことが大事かと思っております。また、その接続会計に基づき算定される次期接続料についても、例年どおり、あるいは例年以上にしっかり検証していくことが必要なのではないかと考えています。

音声接続料自体の在り方については、参考として承るという考え方の案を書かせていただいておりますが、皆様の御意見も踏まえまして引き続き検討していければと思っております。

**【相田座長】** ありがとうございます。それでは、ただいまのKDDIからの御意見、佐藤先生、事務局からの説明も踏まえて、追加で構成員の方から御質問、御意見等ござい

ましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、本日御参加いただいているオブザーバーの方からも、もし御発言の御希望ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【NTTドコモ】** NTTドコモの大橋でございます。

このたびは、報告書とガイドラインの取りまとめをいただき、誠にありがとうございました。当社は長年トラヒック・ポンピングを課題と捉えておりましたので、今回のルールメイキングについては非常にありがたい措置であると感謝を申し上げます。

当社は意見13のとおり、様々な意見を出しておりますが、先生方からもコメントがありましたとおり、このような行為を行う事業者においては、発着信通話時間比率や平均保留時間において通常とは大きく異なる差分がある傾向があります。また、必ずしも着信インセンティブ契約がない状況においても当該傾向が見られるケースがあると考えております。そのため、今後のフォローアップにおいて、これらの点がルール施行後に解消されていない状況であれば、ぜひ、さらなる措置を検討いただきたいと考えております。

当社は、今回のパブリックコメントにおいて事業者ごとの発着信通話時間比率や平均保留時間に関するデータを提供させていただきましたが、先生方から今年度の状況も知りたいという御意見もいただいておりますので、さらなるデータの提供については積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**【相田座長】** ありがとうございました。先ほどもありましたが、今回が終着点ではなく今後も引き続き状況を注視して検討していくということだったかと思っておりますので、それに御協力いただければと思います。事務局から何かございますか。

**【齊藤料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。

事務局からも先ほど申し上げたとおりでございます。ぜひ情報提供等御協力賜れば幸いです。引き続きよろしく願いいたします。

**【相田座長】** それでは、ほかに御発言の御希望ございますでしょうか。それでは、佐藤先生、お願いいたします。

**【佐藤構成員】** 先ほど申し上げたことをもう少し考えてみましたが、仮に、コストを下げるインセンティブが必ずしも十分ではないなど、様々な問題が考えられるのであれば、イギリスが採用しているようなPure LRIC等、コストベースに近づけるようなモデルを採用するか、あるいはプライスカップ等を導入していた国もあったかと思えます

ので、コストを下げるインセンティブを加えるという意味では、Costing、Pricingについても別の視点で議論する必要があるかと思えます。ただ、これは今すぐのことではなくて、当面は、今回の配賦の仕方の変更に伴って、どういう形でそれぞれのコスト、接続料が推移していくか、しばらく見守ってからの話だと思えます。

以上です。

【相田座長】 佐藤構成員の御意見について、指定設備設置事業者もビル&キープ方式を選択可能ということになりましたから、この制度を今後どうしていくのかといったことも関連するかと思えます。事務局から、この意見に関して何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。可能性としては、そうした考え方があり得るのかもしれないと考えられるところですが、いずれにせよ、引き続き皆様の御意見を踏まえまして検討できればと思っております。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

それでは、様々御意見いただきまして、ありがとうございます。御意見の中に、考え方115による報告書の修正を含めまして、考え方を修正すべきという御意見はなかったように思いますので、本日事務局にお示しいただいたとおり、資料88-1、提出された意見に対する考え方と、資料88-2、第八次報告書を取りまとめることとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田座長】 それでは、そのように取り運ぶこととさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、この第八次報告書の公表と次回会合につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日はありがとうございました。取りまとめいただきました第八次報告書につきましては、総務省ホームページにて後日公表することを予定しております。

また、次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

【相田座長】 ありがとうございます。以上で、本日予定していた議題は終了いたしました。全体を通じまして、何か御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思いま

すが、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、以上をもちまして第88回会合を終了したいと思います。  
本日も御協力いただきましてどうもありがとうございました。

以上